

令和2年12月15日
和歌山市条例第62号

和歌山市駐車場配置適正化条例を公布する。

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市駐車場配置適正化条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）の規定に基づき、駐車場配置適正化区域における駐車場の配置の基準等に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「駐車場配置適正化区域」とは、和歌山市立地適正化計画（法第81条第1項の規定により作成する計画をいう。）に記載する都市機能誘導区域内の区域であって、歩行者の移動上の利便性及び安全性の向上のための駐車場の配置の適正化を図るべき区域として同計画に定めるものをいう。

(路外駐車場配置等基準)

第3条 駐車場配置適正化区域における路外駐車場配置等基準（法第81条第6項第2号に規定する路外駐車場配置等基準をいう。）は、規則で定める。

(特定路外駐車場の規模)

第4条 法第106条において準用する法第62条の9第1項に規定する条例で定める特定路外駐車場の規模は、50平方メートルとする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場をいう。）のうち令和3年4月30日以前に設置又はその位置、規模若しくは自動車の出口及び入口の位置の変更に係る行為に着手したものについては、第4条の規定は、適用しない。